

日韓財産請求権問題の処理に关し検討を要する問題点

33  
11  
17

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

日韓財産請求権問題の処理にあたり検討を要  
する問題点

(昭33.11.17)

1 日韓会談において、韓国側は、日本国又は日本国民が所有又は管理したすべての種類の財産であつて在鮮米軍政府の管轄内に所在したものは、1945年12月6日付在鮮米軍政府法令第33号により在鮮米軍政府に帰属し、ついで1945年9月11日に署名された「アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政および財産に関する最初の取極」により大韓民国政府に譲渡されたものであるが、日本は、平相条約第4条b項により、在鮮米軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国およびその国民の財産の処理の効力を承認したのであるから、下記の諸財産および利益が韓国に所属するものであることを認めるよう要求するものと予想されているが、

I 下記の諸財産および利益は、法理上、法令第33号により在鮮米軍政府に帰属したことになるのか。

II 韓国の国内法上、下記の諸財産および利益が在鮮米軍政府に帰属し、ついで韓国に譲渡されたものであるとされる場合には、わが国は、平相条約第4条b項において、在鮮米軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国およびその国民の財産の処理の効力を承認したことにより、上記のごとき韓国側の主張を認めなければならぬことと

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

なるのか。

- (1) 法令第33号の適用期間中その適用地域内（在鮮米軍司令部の管轄内。以下同じ。）に所在したが、現実<sup>に</sup>に在鮮米軍政府により占有を<sup>取</sup>得せられることなく、わが国の領域内に所在を移転した有体財産（船舶を含む。）。
- (2) 同上の期間中、同上の地域内に船籍港を有していた船舶。
- (3) 同上の期間中、同上の地域内に本店その他主たる事務所を置いていた法人の株式、出資、持分その他の社員権ならびにその在日資産。
- (4) 国又は内地に本店その他主たる事務所を設けている法人が同上の地域内に設けていた<sup>取</sup>置又は店舗に対して同上の期間中有していた債権。（国又は当該法人の在鮮資産をもつて当該債権が充足されることができた場合にはどうか。）
- (5) 内地に本店その他主たる事務所を設けている法人の株式、出資、持分、その他の社員権を表章する証券、ならびに社債券等で、同上の期間中同上の地域内に所在した<sup>た</sup>もの。

2 韓国は、朝鮮における承継国としての立場に基くとの主張に関連して、下記のごとき請求をも行つているが、この請求

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

権主張は、法理上いかなる程度まで容認せらるべきか。

- (1) 旧朝鮮総督府の在日資産の返還（旧朝鮮簡保年金等の官  
営事業を含む。）
- (2) 旧朝鮮銀行券の在日発券準備の返還
- (3) 日本銀行券及び日本政府紙幣の代り金の清算

説明資料その一

(請求権について)

「請求権については別紙のごとく [REDACTED] を有効な請求権として認める案もあるが、本案は甘きに失うるので、更に検討を加えた結果次のとおり。」

1、韓国側要求項目中左記のものを韓国人が終戦前に合法的に取得した既得権を尊重するとの趣旨から支払うこととする。

項

目

金額推定

韓国人が戦前郵政省に対し有した預金債権並びに朝鮮總督府経営にかかる簡易生命保険及び郵便年金に対す

[REDACTED]

る債権

附随債権、在外会社の残存

財産に対する韓国人の持分

韓国人が合法的に所有する

公社債、株式その他の証券

の債権

雇用労働者に対する未払金

供託分の返還

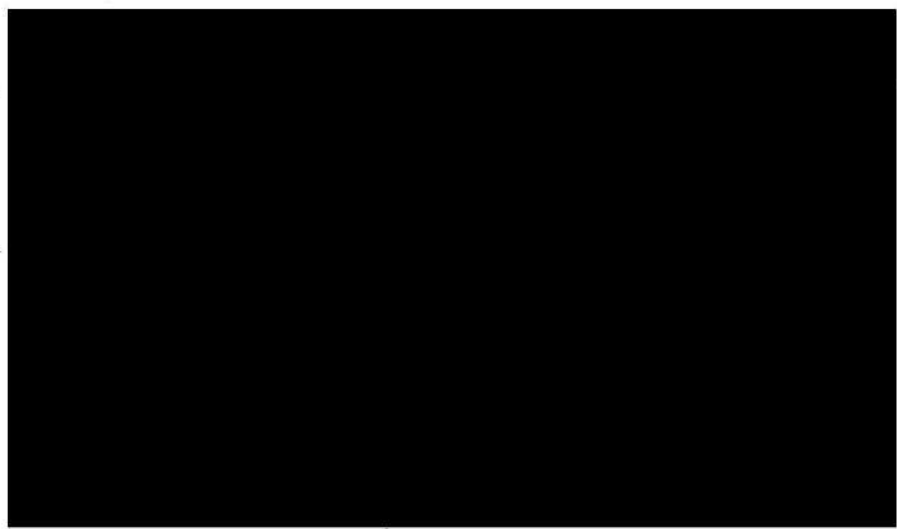
本邦引揚韓国人の税関預り

金

未収金、在文品代金等韓国人

人が終戦前に合法的に日本

政府に対して有した債権



在内地法人に対し韓国人が

合法的に取得した債権

韓国人官吏に対する平和条

約発効時までの<sup>恩</sup>給未払分

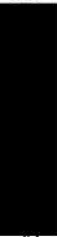
計

2、韓国人軍人、軍属中戦傷病者、戦没者に対する弔慰金及び韓

国人徴用労働者中徴用中死亡又は負傷した者に対する弔慰金に

ついて、政治的人道的立場から日本國民に準じた取扱を考慮す

る。(但し供託分として



あるが

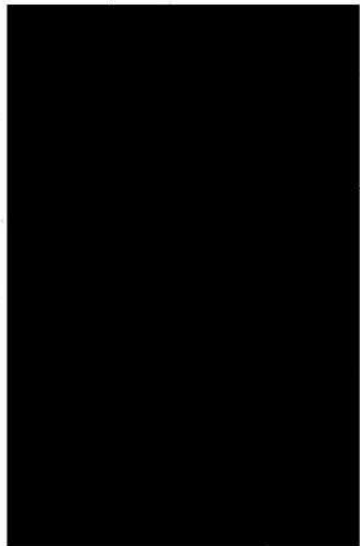


に過おる)

(注) (1) 補償については右処理方針に基く限り、北鮮在住者の

分は証拠又は資料の不足を理由にしてその支払を拒否し

得ることとなり南鮮分のみは解決を行うことが可能とな



る。

(9) 従つて右の九條は兩鮮分のみならず更に減額される。

(10) 本試算額は韓國側要求を國~~際~~法上の原則に基いて検討した結果、有効と認められるものを列挙した。従つて在韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし、又韓國が当然に負うべき地方的債務の額も、計算に入れていない。右を考慮に入れば總額への支払はゼロになる。

(11) 第一次及び第二次日韓會議で韓國側が對日請求權として主張した金額は終戦~~時~~價格~~と~~と推定される。

(別紙 = 参照)



## 説明資料その二

### (文化財について)

一、日本の朝鮮領有中、朝鮮において朝鮮總督府（古跡研究会）の調査発掘事業により発掘され、その後内地に持ち来られて現在  
国有となつてゐる左記の文化財を韓国政府に贈与する。

1、慶尙北道慶州郡慶州邑出土品 十五点

（右品は昭和九年八月二十三日、朝鮮古跡研究会理事長から国立博物館が寄贈を受けて今日に至つてゐる）

2、慶尙南道梁山面出土品 四八九点

（所謂大塚塚であり昭和十三年九月五日朝鮮總督府から當時の帝室博物館が寄贈を受け、昭和二十二年国立博物館に移

管され今日に及ぶ。

(注)

1、右の他適當なものがあれば若干の圖書の韓國に關係ある圖書の贈与も考慮する。

2、北鮮地域たる平安南道出土品(所謂樂浪古墳三十五点を合み計六十五点)は贈与の対象とはしない。

説明資料その三

昭和三三五一七 入国管理局

在日朝鮮人の国籍処遇問題に関する基本方針（案）

昭和二十七年四月四日付の「在日朝鮮人の国籍処遇に関する日韓協定案」を今回の委員会における討議の基礎とすることなく、左記方針により折衝する。もし先方が右を討議の基礎とするよう主張する場合にも、極力、左記方針に順応せしめるよう交渉する。

記

一 本件交渉の対象は、太平洋戦争の戦闘の終止の日以前から、引き続き、日本国に住所を有した朝鮮人に限定し、その他の者は、一般の例による。

三 朝鮮の政治的現状にかんがみ、その国内問題に權力、干渉しな  
い立前をとる。従つて、

(1) これらの者が、いずれの国籍をとるかについては、協定上規  
定を設けないこと。

(2) 在留権付与に當つて、大韓民國の発給するなんらかの証明書  
を認めるより協定しないこと。

三 日本にとつて好ましからざる者は、国内法令の規定により、退  
去強制する原則を堅持するが、これらの者の特別の地位にかん  
がみ別紙<sup>(未定)</sup>了解事項表程度の一時的な例外措置を認め、退去強制  
の円滑な運用をはかる。

(注) (国内法令の退去強制の諸条項は、過去にさかのぼつ

て適用されることは当然との態度をとる。）

叫これらの者には、原則として、永住を許可するが、悪質者（注）には、その例外として期限付在留を許可するに留める。

ただし、右は、前項による被退去強制者を韓国側が故意をもつて、引き取ることを確約することを前提とする。

（注）悪質者としては、既に退去強制手続にのつたことのある者が考えられ、右は更に、既に特別在留許可を得ているものの、既に退去強制令書を発付され、目下仮放免中のもの、及び、現在退去強制手続進行中の者に大別される。

韓国に対する債権処理についての試案

項目 処理方針

金額及び所要

第一項

在日韓国文化財

固有の韓国美術品のうち引渡し可能なもの若干を韓国に引渡す

評価不能

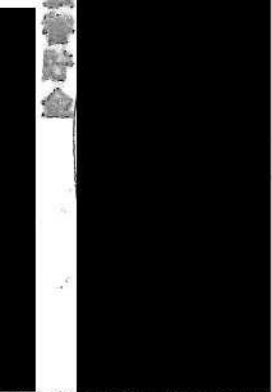
第二項

郵便貯金及び簡易生命保険郵便年金

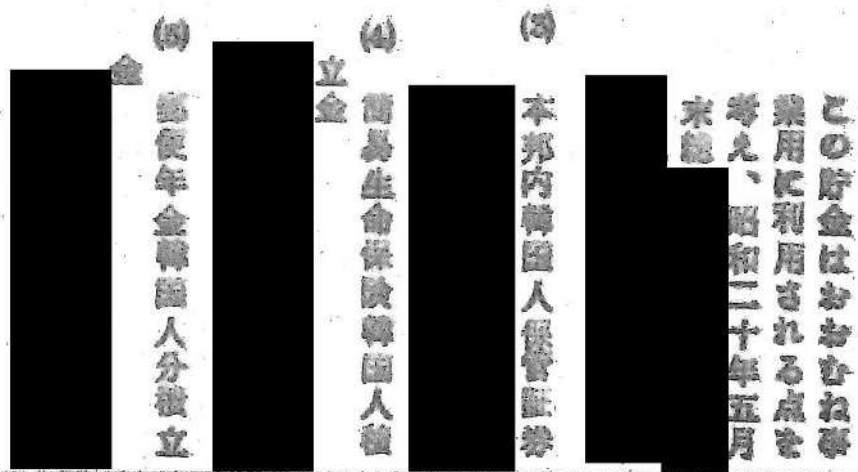
韓国人が朝鮮總督府に対し有した預金債権並びに朝鮮總督府總管にかかると簡易生命保険及び郵便年金に対する債権を認める。

(2) 朝鮮における韓国人預入金

(同) 郵便貯金



日本人との均等性の問題  
(外) 地も置かず  
つてくる



第三項

一九四五年八月九日以後  
における韓国よりの対日送  
金の返還

この請求権は承認しない。

(4)と(5)については、簡  
易保険積立金責任準備  
金  
及び郵便年金積立  
金



第四項

在韓本社法人の在日資産

の返還

(1) 附屬機関財産

(2) 在外会社財産

(3) 附屬機関朝鮮銀行の所有にかかると朝鮮銀行券発行準備

(4) 下関にある元破鏡南道漁業組合連合会(朝鮮漁業組合中央会)の財産  
(5) 元朝鮮總督府交通局共済組合の財産

(6) 元朝鮮教育財團財産

(1) 預存財産に対する韓国人持分を返還する。

(2) 在外会社についても右(1)と同様とする。

(3) 朝鮮銀行の保証準備のうち金、銀は返還する。

(4) 韓国人持分を支払う。

(5) 連合会最高司令部覚書に基く本件財産処理の効力を承認せしめることとする。

(6) 朝鮮人学生奨励の本来の目的のために利用する。  
(なお、交渉の経過によつては、本件財産の韓国への引渡も考慮する。)



(ただし帳簿価格)

算定不能

算定不能

(5) 在日本王家財産

第五項

(1) 韓國人（法人を含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式その他証券）の償還

(7) 國際法上韓國の國內法は日本にまで及ばないから、認めない。

(1) 韓國人が合法的に所有する公債、株式その他の証券を償還する。

(2) 日本銀行券

(3) 朝鮮銀行の國庫金立券金

(2) 韓國人（朝鮮總督府も入る）が總督府合法的に所有していた分については對価を支拂う。

(3) 本立券金については次の二つの意見がある。

登録國債

朝鮮の連立病院、府、郡及び法人並びに朝鮮人分の指定

非登録公社債

無記名國債、無記名社債、貯蓄、韓國、新築各債券の朝鮮残留分指定

韓國で発行された日銀券

韓國人所有分と指定される分

(3) 韓国人軍人、軍属、戦傷病者、戦死者に対する弔慰金等

(4) ① 日本政府間の貸借関係であるから韓国に対し支払の必要がない。  
② 朝鮮の地方的債務でないから支払の必要がある。  
人道上の観点から日本国民に準じた取扱をする。  
(戦傷病者戦死者遺族等援護法の趣旨の準用を考慮する。)

(1) 弔慰金

戦死者二万名、弔慰金を [ ] として計算

(2) 遺族年金（昭和二十年から平和条約発効の日までと [ ] する）

(注) 戦傷病者については該当者数が判明しないので遺族年金の計算はできない。

(5) 韓国人徴用労働者の請求  
抚金及び死亡あるいは食糧  
した者に対する弔慰金等の  
支給

右と同じ

(9) 復員軍人、軍属の未払給  
与（郵便貯金を含む）

算定不能

(6) 徴用労働者に対する給  
未払金供託分の返還

支払う

(7) 韓国人が本邦及び日本  
占領地域より帰国の時、  
寄託せしめられた金銭の  
補償

日本国民に準じて支払う。  
軍票については日本国民と  
同様の取扱いとする。

(8) 新未収金、注文品代金  
前渡金

韓国側が提示した十六項目  
の内容は不明であるがこの項  
目中には日本政府あるいは朝  
鮮總督府に対する韓国人本来  
の既得権（債権）を含むもの  
があると認められるので、次  
の方針の下に処置をはかる。  
韓国人が終戦前から合法的  
に日本政府に対して有した債  
権を認める。  
（なお、朝鮮總督府に対す  
る日本政府の債務については  
支払うべしとの意見もある）

ただし、供託金の性か  
に  
労働者の郵便貯金及び現在  
大蔵省が保管している未払  
給与等を含む

本邦引揚韓国人の税関預  
り

韓国側の保証により定め  
られるも、

(9) 日本金融機関及び保険  
会社に対する債権

(1) 在本邦金融機関の在韓支  
店の債務は、韓国内での清  
算により満足されるべきも  
のとする(第五項(9)の(五))  
(11) 在内地法人に対する韓国  
人債権は、韓国人が合法的  
に有するものについて認め  
る。(第五項(9)の(一)(二)(三)(四)  
(六)(七))

非居住者預金

生命保険責任準備金

<p>第六項 韓國國民所有の日本法人 の株式又はその他の証券の 認定</p>	<p>認定する。</p>
<p>第七項 前記の附財産又は請求権 より生じた請求権の返還</p>	<p>私法上の債権の果実の返還 を認める。</p>
<p>第八項 財産返還及び決済の期間</p>	<p>未定</p>
<p>留保項目 一 恩給等 二 第三國所在の韓國人の 財産回收に対する補償 三 ①(イ)(ロ) 日本人及び</p>	<p>韓國人官吏に対する恩給等 請求金は、平和条約発効ま での分に限り支払う。 韓國と相手國との間の問題 であるので、日本政府は補償 しない。 内容不明</p>



日本法人に対する韓国内  
金融機関の滞り資金

(4) 日本人（法人を含む）  
の未納税金

(5) 貿易補償金及び

(6) の貿易保留金

(7) ないし(8)の軍事行動、

強行撤去、一九四五年八  
月九日以後の日本官吏の  
越権行為、強制供出、全  
業整備による被害

日本国内部の問題であると  
いう意見と、支払うべしとの  
両説がある。

内容不明

補償しない。

小計





韓国が主張している対日請求権の内容と金額

22/10/10

<p>(一) 昭和三十七年度公談表出項目 昭和三十七年二月二十日韓国公談表に「韓日 間財産及び請求協定要綱」による。</p>	<p>(二) 昭和三十八年度公談表出 昭和三十八年三月 韓国が三回にわたって提 示したエントリ、メモリアルによる。</p>	<p>補 足 資 料 右取の金額は推定数字</p>
<p>第一項 韓国より選り来りたる古書籍、 美術品、骨董品、その他国宝、地図 原版及び地金と地銀を返還すること。</p>	<p>(一) 韓国国宝、歴史的記念物、美術工 芸品、古書籍その他) 返還請求 (目録提示打合せの件) (二) 韓国地図原版、実測地図及び海図 返還請求(目録提示打合せの件)</p>	<p>(一) 韓国文化財の評価は困難である。 (二) 海図原版のみ本邦に存在し、地 形図及び地直図の原版は存在しない。 (三) 朝鮮銀行による地金が一九〇九 年乃至一九四五年間における対日 授出量二億五千グラム (韓国側出版物による) 終戦時価格一グラム三円八五銭として (計 九六二,五〇〇,〇〇〇円)</p>
<p>第二項 一九四五年八月九日現在日本政 府の対朝鮮総督府負債を決済すること 内 訳 (一) 朝鮮総督府貯金管理局の大蔵省預 金部に対する勘定 (二) 簡易生命保険積立金預金部預金 (三) 同 余松金 (四) 郵便年金積立金預金部預金 (五) 大蔵省預金部登録国債</p>	<p>(一) 郵便為替貯金韓国側受け取り勘定 一、四一五、九六七、〇八〇円 (二) 貸借決裁基準の日後における韓国 側受け取り勘定 一、七三三、八四六、四三三円 (三) 簡易生命保険関係貸取金 三九一、三五二、九六四円 計 二、〇四一、二六六、四七七円</p>	<p>朝鮮総督府特別会計より対日移送 されたとみられる資金 (計 一、七、一八三、六九五円) (一九五二・一三・一九日付SCAPIN 二四八六―Aによる)</p>
<p>第三項 一九四五年八月九日以後韓国よ り付番又は送金されたる会員を返還 すること</p>	<p>(一) 内銷機關(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀 行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組 合連合会)の在日財産。(その実体 並にその管理状況の照会の場合) (二) 在韓本社法人三〇九社の在日財産。 (その管理、清算状況及び同所有有価 証券再発行状況の照会の場合)</p>	<p>(一) 内銷機關在日財産推定 (計 八,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円) (大蔵省資料) (二) 在外会社、在日財産推定 (計 一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円) (大蔵省資料)</p>
<p>第四項 一九四五年八月九日現在韓国に 本店又は主たる事務所ありたる法 人の日本にある財産を返還すること。</p>		

極秘

秘密指定解除  
公文書監理室

<p>(3) 朝鮮銀行券発行準備在日分還元 (その方法及び時期に対する日本側意見照会案件)</p> <p>注) ニツ項目を置く場所として、ニツは必ずしも適当でないかも知れぬ。</p> <p>(4) 下関にある朝鮮漢業組合連合会中央会在日資産の返還。(その方法に関する日本側意見照会案件)</p> <p>(5) 旧朝鮮総督府東京出張所資産(朝鮮総督府鉄道局局員共済組合財産の返還)(その管理状況照会案件)</p> <p>(6) 東京にある朝鮮奨学会維持財団の在日財産の返還。(その状況に関する照会案件)</p> <p>(7) 旧李王家財産韓国国有化に関する件</p>	<p>昭和二十六年政令によつて清算並に物売却代金(三九、五〇〇、〇〇〇円)(元行株整理人による)</p> <p>評価困難</p>
<p>第五項 韓国国民(法人を含む)の日本国又は日本国民(法人を含む)に対する日本の国債・公債・日本銀行券・被徵用韓人カ未収金及びその他請求権を決済すること。</p>	<p>(1) 韓国人(法人を含む)所有の日本有価証券(公債・社債・株式その他証券の償還。(その取扱方法に関する日本側意見照会案件)</p> <p>(2) 韓国内において交換回収したSCAP要員並びに日本銀行員立会カ下に焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代リ金の清算。(その方法及び時期に対する日本側意見)</p> <p>(3) 朝鮮銀行の総或直後立替払いした日本政府一振會計才出国庫金七四、三、五九、〇〇二円及び日本銀行に対する貸付金一五八、八八、八四三、四の清算。</p> <p>計 九〇一、七四八、八四四 円</p> <p>(4) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、殺害者七四、八〇〇名(未確定概数、名数提出可能)に対する弔慰金等措置に関する日本側対策又は意見</p> <p>(5) 太平洋戦争中韓国人被徵用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五、一五一一名内徵用中死亡者一三、六〇三</p>
<p>(1) 韓国側カ日本公社債保有額 計 一〇、五〇〇、〇〇〇 円 (韓国側出版物による) 注) 但し第四頁の(1)及び(2)と重複する。</p> <p>(2) 計 一四九、三六三、〇〇〇 円 (大蔵省資料による)</p>	<p>評価困難</p>

<p>名・同負傷者約七、〇〇〇名（未確定数）をも、名簿提出可能）に対する諸未払金及び平慰金等。（その措置に関する日本側対策は意見）</p> <p>(b) 韓国人被徵用労働者に対する諸未払金供託分に対する資料。</p> <p>(c) 韓国人が日本及び日本占領地域より帰国した時、当該地日本官憲に強制的に保管寄託せる日本銀行券、日本軍票、日本政府紙幣等の清算（その保管状況及び同代り金清算方法並びに時期に対する日本側専門的意見）</p> <p>(d) 諸未払金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件</p>	<p>(一) 朝鮮雪業株式会社支店品代金前渡金 六一八七、〇六六円</p> <p>(二) 京城電気株式会社 二、二〇七、〇八八円</p> <p>(三) 朝鮮電気株式会社 八、〇一〇、一六六円</p> <p>(四) 西鮮合同電気株式会社 一、三二六、〇三三円</p> <p>(五) 豊池前巻管面 二、八二八、〇六六円</p> <p>(六) 馬車会種馬代金前渡金 八、四一七、四五五円</p> <p>(七) 在外日本軍部機関の供託金等 一、九三三、一九三三円</p> <p>(八) 麻薬代金未収金（日本厚生省外） 一、三九八、五三二五円</p> <p>(九) 交通部運賃兼軍券代その他未収金 三、一九八、〇三六六円</p> <p>(十) 林産物供出代金未収金 五、九六五、六二二四円</p> <p>(一) 朝鮮食糧管田未収金 五、五九七、五五三三円</p> <p>(二) 水利組合連合会関係未収金 八、八九一、〇〇〇円</p> <p>(三) 農地開墾管田工事前渡金 二、五五、五四二円</p> <p>(四) 薬工品代金未収金 三、五六三、三三二円</p>
<p>算定不能</p>	

<p>第八項 前記の返還及び決済は協定成立後即時開始遅くとも六ヶ月以内に終了すること。</p>		
<p>第七項 前記の諸財産又は請求権より生じた諸果実を返還すること。</p>		
<p>第六項 韓国国民（法人を含む）所有の日本法人の株式又はその他の他の証券を法的に認定すること。</p>		
	<p>(五) 放送局注文品代金前渡金 一一五、六〇四円</p> <p>(六) 専売局関係未收金 五一四〇、一五四円 計 一二六、四三六、三三九円</p> <p>(七) (一) 日本私営保険会社及び金融機関に対する債権</p> <p>(一) 韓国人加入者に対する日本十九生命保険会社の生命保険責任準備金 四〇〇,〇〇〇,〇〇〇円</p> <p>(二) 同 未経過保険料概算 五〇,〇〇〇,〇〇〇円</p> <p>(三) 十三損害保険会社カ未払保険金 七,三〇五,四六八、三三三</p> <p>(四) 同十三会社に対する朝鮮火災海上保険会社の再保険回収金 一〇〇,三三〇,六九〇、八三</p> <p>(五) 日本側在韓支店銀行の預金並みに為替組戻しその他雑費代払金 二二七,六三六、七三二、二二五</p> <p>(六) 日本内銀行に対する個人預金 六二,三六六、三三八、七六</p> <p>(七) 日本内銀行の発行せる送金為替にしろ受け取らざる分 七九六、八五九、六七</p> <p>計 七〇二,〇〇八、三七九、八四</p>	

合計 一八七、七八三、二五五、六三四、八四円

(注)

本合計額には、金地金を除く。第一項の各項目及び第四項の(4)、(6)、(7)、第五項の(4)、(5)、(6)、(7)は算入されていない。

又、第四項の(1)の内銀機関と、(2)の在外会社の資金の大部分は有価証券(約七〇億円)から成っており、第五項(1)の下段の韓国の公社債保有額推定一〇五億円と重複するので、累計額二五七、八三、二五、五、六、三、四、八、四円から重複推定額七〇億円を控除した一八七、八三、二五、五、六、三、四、八、四円を合計額として計上した。

なお、韓国側が正式提示を留保している請求項目及びその概算金額としてあげていふもの次のとおり。

(昭和二十八年度会谈提示)

約五〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

一、 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金

二、 第三国所在の韓国人(法人をも含む)財産回収又は補償

三、(1) 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り貸金

(2) 日本人に対する韓国内金融機関の滞り貸金

(3) 日本法人並びに日本人に対する仮払金

(4) 日本法人並びに日本人の未納税金

(5) 貿易補償金

(6) 貿易保留金

(7) 軍事行動に因る被害

(8) 強制徴収並びに疎開による被害

(9) 一九四五年八月九日以後日本官吏の越権行為による被害

(10) 強制供出による被害

(11) 公共団体の破壊並びに企業整備による被害

合計

一五〇,一〇,七六,一三六,七四円

総計

三三,七九,四〇,一七〇,〇一,八四円

別添2

韓国 の 対 日 請 求 権 の 内 容 と 金 額  
(但し推定額を含む)

(大蔵省, 理, 外)

昭和二十七年度会談提出項目 — 韓日間財産及び請求権協定要綱 —	昭和二十八年度会談提出項目 (但し正式提示を担保する項目を除く)	日本側負担の推定	韓国に対する債権額 (在韓私有財産を除く)
<p>一、 韓国より運び来たる古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること。 朝鮮銀行による地金の1907年～1945年対日移出 (約2億54万グラム終戦時金/グラム公定価格3円85)</p>	<p>(1) 韓国国宝、歴史的記念物(美術工芸品、古書籍その他)返還請求に關し目録提示打合せ9件 (2) 韓国地図原版、戻測地図及び海図 返還請求に關し目録提示打合せ9件 (対日移出金 価格計962,504,000円)</p>		
<p>二、 1945年8月9日現在日本政府の対朝鮮総督府負債を返済すること。</p>	<p>(1) 郵便為替貯金韓国側受け取り勘定 1,475,967,080円 (2) 貸借決裁基準の日後における韓国側受け取り勘定 173,846,433円 (3) 簡易生命保険関係受取金 591,352,964円 計 2,041,166,477円</p>	<p>(1) 郵便貯金関係債務 234,177,408円 (3) 簡易保険及び郵便年金の朝鮮人介準備金 119,281,000円</p>	<p>預金部による地方債、社債等引受額 4,417,132,600円 預金部による道府、管区等に対する貸付金 151,152,870円 終戦時における朝鮮郵便官署の資金残高 507,063,604円</p>
<p>三、 1945年8月9日以後韓国より付替又は送金される金額を返還すること。</p>			

四、 1945年8月9日現在韓国に本店又は主たる事務所を有する法人の日本にある財産を返還すること。

- (1) 1945年9月30日付SCA PIN 74号による特定在韓活動所 徴収関(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会)の在日財産の実体並びにその管理状況照会の件(閉鎖機関財産推定 8,000,000,000円)
- (2) 朝鮮銀行券発行準備在日分還元方法及び時期に対する日本側意見
- (3) 戦争終結直後朝鮮銀行が立替支払いたる日本政府一般会計歳出国庫金742,859,002円及び日本銀行に対する債越金158,889,842円清算方法及び時期に対する日本側専門的意見  
計 901,748,844円
- (4) 1945年9月22日付SCA PIN 45号及び1948年11月17日付SCA PIN 1965号に開連する在韓会社349社の在日財産管理、清算状況及び同所有有価証券再発行状況照会の件(在外会社財産推定 1,000,000,000円)
- (5) 旧李王家財産韓国国有化に關す

- (1)と(4)  
閉鎖機関及び在外会社の残余財産に対する朝鮮人株主の持分  
20,000,000円(推定)  
(注) この金額は昭和25年政令第22号によつて大部分供託されている。若干増加するものと思はれる。
- (3) 朝鮮銀行(日銀代理店)による国庫金の立替払額  
742,859,002円

見入  
三三三

	<p>る件通知</p> <p>(6) 朝鮮漁業組合連合会中央会在日 資産等返還方法に関する日本側意見 照会の件</p> <p>(7) 旧朝鮮総督府東京出張所資産(朝 鮮総督府鉄道局員天清組合財産)管 理状況照会の件</p> <p>(8) 朝鮮英学会維持財団在日財産現 況に関する照会の件</p>		
<p>五、韓国国民(法人を含む)の日本国 又は日本国民(法人を含む)に対す る日本の国債、公債、日本銀行券、 徴用韓人の未収金及びその他の清 求権を決済すること。</p>	<p>(1) 韓国人(法人を含む)所有の日 本有価証券(公債、社債、株式その 他証券)償還その他取扱方法に関す る日本側意見照会の件(韓国側資料 (出版物)による韓国公債保有 額 10,500,000,000円)</p> <p>(2) 韓国内において交換回収しSC AP委員並びに日本銀行員立会の下 に焼却せる日本銀行券及び日本政府 紙幣代り金清算方法並びに時期に対 する日本側意見 1,492,672,000円 (大蔵省資料)</p> <p>(3) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者 戦死者74,800名(未確定概数、 追って名簿提出可能)に対する円慰金</p>	<p>(1)(イ) 登録国債 25,067,000円 (注) この金額は道立医院、府、 郡の所有にかかるとの大部分 で朝鮮人の所有にかかるとを (ロ) 非登録公債(無記名国債、 無記名社債、財債、報告債等) 261,248,000円</p> <p>(2) 朝鮮人所有分と推定される 日銀券(推定) 450,000,000円</p> <p>(3) 朝鮮出身陸海軍に対招供託分 (イ) 確定死者 18,370名 (ロ) 供託金額 46,374,367円 (ハ) 復員者数 71,318名</p>	<p>朝鮮事業公債未償還額 2,323,325,000円</p> <p>朝鮮銀行券 45,153,000円</p>



	<p>等措置に關する日本側対策又は意見</p> <p>(4) 太平洋戦争中韓国人被徴用勞務者 (1946年9月30日現在申告者 数105,151名内徴用中死亡者 12,603名、同負傷者約7,000名 但し、以上は未確定数たるも、追々 名簿提出可能)に對する諸未払金及 び不慮金等措置に關する日本側対策 又は意見</p> <p>(5) 韓国人被徴用勞務者に對する諸 未払金供託分に對する資料打合せの 件</p> <p>(6) 韓国人が日本及び日本占領地域 より帰國の時、当該地日本官憲に強 制的に保管寄託せる日本銀行券、日 本軍票、日本政府紙幣等保管状況及 び同代り金清算方法並びに時期に對 する日本側専門的意見</p> <p>(7) 諸未収金項目別概算金額提示並 びに日本側資料と照合依頼の件</p> <p>(一) 朝鮮電業株式会社注文品代金前 渡金 6,187,067円</p> <p>(二) 京城電気株式会社 2,207,088円</p>	<p>(二) 復員者の未支給給与金等 44,941,748円</p> <p>(4) &amp; (5)</p> <p>(1) 政府關係徴用勞務者に對す る未支給給与等の供託分 4,351,060円</p> <p>(四) 帰國朝鮮人勞務者に對する 未払賃金等供託分 10,005,537円</p> <p>(6) 本邦引揚朝鮮人の税関預り 金 12,169,000円</p> <p>(未払恩給) 255,000,000円</p> <p>(7) 商社の對韓債務 85,994,000円</p>	<p>本 備 考</p>
--	--	---	----------------------

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (三) 南鮮電気株式会社 "      | 801,016 円    |
| (四) 西鮮合同電気株式会社 "    | 132,603 円    |
| (五) 蒙地南務管団 "        | 282,806 円    |
| (六) 馬事会預馬代金前渡金 "    | 841,745 円    |
| (七) 在外日本領事機関に供託金等   | 1,933,193 円  |
| (八) 麻薬代金未収金(日本厚生省外) | 12,985,725 円 |
| (九) 交通部運賃乗車券代その他未収金 | 31,980,386 円 |
| (一〇) 林産物供出代金未収金     | 5,965,627 円  |
| (一一) 朝鮮食糧管団未収金      | 53,995,432 円 |
| (一二) 水利組合連合会関係未収金   | 88,910 円     |
| (一三) 蒙地南務管団工事前渡金    | 255,542 円    |
| (一四) 蒙工器代金未収金       | 3,563,321 円  |

(五) 放送局注文品代金前渡金

115,604円

(六) 専売局関係未収金

5,140,174円

計 126,476,239円

(8) (日本私営保険会社及び金融機関に対する債権)

(一) 韓国人加入者に対する日本19生命保険会社の生命保険責任準備金 400,000,000円

(二) 同 未経過保険料概算

50,000,000円

(三) 15損害保険会社の未払保険金

7,305,468.33円

(四) 同13会社に対する朝鮮火災海上保険会社の再保険回収金

10,030,690.83円

(五) 日本側在韓支店銀行の預金並びに為替組戻し等の他種貸付金

227,638,722.25円

(六) 日本内銀行に対する個人預金

6,236,638.76円

(七) 日本内銀行の発行せる送金為替にして受け取らざる分

(一) 日本生命以下18保険会社の報告による保険準備金(若干日本人分も含む)

108,469,000円

(五) 在本邦本支銀行の在朝鮮支店預金債務推定

20,876,000円

(六) 非居住者預金(昭和28年8月現在) 1,812,000円

(五) 在本邦本支銀行の在朝鮮支店の朝鮮人に対する貸付金推定

83,276,000円

附  
録

	796,859,67		
	計 702,008,379,84		
六、韓国国民(法人を含む)所有の 日本法人の株式又はその他の証券を 法的に認定すること。			
七、前記の諸財産又は請求権より生 じた請求権を返還すること。			
八、前記の返還及び決済は協定成立 後即時開始遅くとも6ヵ月以内に終 了すること。			

合計 18,726,571,939,84円

計 2,442,625,062円

(注)1. 本合計額には、金地金を除く前項和項中項の(5)(6)(7)(8)、未五項の(3)-(5)は算入されていない。

(注)2. 未四項の(1)と(4)の内銀機関及び在外会社の資産の大部分は有価証券(約70億円)から成っており、未五項(1)の韓国側のいわゆる公社債保有額105億円と重複するので、合計額25,726,571,939,84円から70億を控除した18,726,571,939,84円を合計額として計上した。

他に韓国側で正式提示を留保すると称する項目の概算

合計 15,010,761,367円

総計 33,737,333,306,84円

一、在朝鮮日本私有財産 71,312,994,000円

内訳

企業財産 52,108,254,000円

個人財産 19,204,740,000円

一、在朝鮮日本私有財産 9,983,819,000円

注、南朝鮮北朝鮮の所在財産の割合を4対6と推定して在朝鮮総財産額を算出し、更に朝鮮事変による損失を65%と見込みこれを減額した。

秘 密

韓国が主張している対日請求権の内容と金額

大 理 外 (三三三、三七)

項目	主張の根拠	内 容	金 額	日 本 側	備 考
一、韓国より運ばれりたる古書、書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図、京版及び地金と地銀を返還すること	韓国側は権利として主張する。韓国の親善に資する財物を日本側が所有的に返還することと希望している。	(1) 韓国国宝、丁史、約記念物、美術工芸品、古書、書籍その他返還請求 (2) 韓国地図、京版、実測地図及び海図返還請求	地金 (一九六二、五〇〇)		(1) 文化財の評価は困難である。 (2) 海図京版のみが邦に存在し、地形図及び地質図の京版は存在しない。 (3) 朝鮮銀行による地金の一九〇九年から一九四五年度の間に於ける対日移出量は二億五千方グラム(九億六千二百方円)といわれている。
二、一九四五年八月九日現在日朝鮮総督府の財産、権利を継承し、朝鮮総督府負債を決済すること	韓国政府が旧朝鮮総督府の財産、権利を継承し、朝鮮総督府の負債に基いて郵便貯金、年金等一九四五年八月九日現在未決済のもの、の返還を要求する。	(1) 郵便貯管貯金、韓国側受取り勘定 (2) 貸借決済基準の日後における韓国側受取り勘定 (3) 簡易生命保険関係受取金	一四七五、九六七 一七三、八四六 三九一、三五三	二三四、一二四 七〇二、三一七 二九四、三四七 (注)	(注) 郵便年金、簡易保険積立金の積金部預金
三、一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金された金貨を返還すること	米軍接收命令オ三十三号による一打の日本財産が米軍に帰属し所有されたものであるから、一九四五年八月九日以後の韓国からの付替又は送金は違法であり、返還を要求する。		二〇四一、一六六	七〇二、三一七	
四、一九四五年八月九日現在韓国に本店又は支店を有する日本の法人の日本にある財産を返還すること	米軍接收命令により、韓国に本店を有する日本の法人の株式等は、一〇〇%韓国側のものになった。従ってその会社が日本において有する財産は韓国側のものとなるので、その返還を要求する。	(1) 閉鎖機関(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会)の在日財産 (2) 在韓本社法人、三四九社の在日財産	八四、三九、九七六	一〇〇〇、〇〇〇	閉鎖機関及び在外会社の残余財産のうち、韓国人名義で供託され、又将来供託されるものは、次のとおり 供託済 七二、二〇千円 供託予定 一七、五八五千円

秘密指定解除  
公文書監理室

五 韓 國 國 民 ( 法 人 と 含 む ) の 日 本 國 又 は 日 本 國 民 へ 法 人 を 含 む ) に 對 する 日 本 の 國 債 公 債 日 本 銀 行 券 被 徵 用 韓 人 の 未 收 金 及 以 上 の 他 の 諸 求 取 を 決 算 す る こと

		<p>(3) 朝鮮銀行券發行準備金            還元            下関にある朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産の返還            旧朝鮮總督府東京出版所資産(朝鮮總督府發給局員の返還)            東京にある朝鮮獎學會維持財団の在日財産の返還            旧李王家財産            韓國國有化</p>		<p>三九、五〇〇</p>	<p>昭和二十六年政令によつて清算し、運物売却代金</p>
	<p>(2) 韓國内において交換回收したSICAP要員並びに日本銀行員立会の下に焼却した日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算</p>	<p>一四九、二六七二</p>	<p>登録國債 二五、〇六七            非登録公社債 二六一、二四八</p>		
	<p>(1) 韓 國 人 ( 法 人 も 含 む ) 所 有 の 日 本 有 価 証 券 ( 公 債 社 債 株 式 ) そ の 他 証 券 の 償 還 )</p>	<p>二八六、三一五</p>			
	<p>(3) 朝鮮銀行が終戦直後五管松した日本政府一般會計支出國庫金の積算及び日本銀行に對する貸越金の清算</p>	<p>七四二、八五九            一五八、八八九            計九〇一、七四八</p>	<p>七四二、八五九            一、二六、四九五            八六九、三一四</p>		<p>上記計数は學生省の暫定調査の数字である。なお、戦傷病者戦没者遺族援護法には朝鮮人には適用されないのて支給に當つては特別の法的措置を必要とする。</p>
	<p>(4) 太平洋戦争中の韓國人戦傷病者戦没者七四、八〇〇名(未確定概数)を基礎として、提出可能な對する平慰金等措置に關する日本側対策又は意見</p>	<p>計九〇一、七四八</p>	<p>一、二四二、五〇〇</p>		

(5) 太平洋戦争中  
 韓国人被徴用  
 労働者(一九  
 四六年九月三  
 十日現在申告  
 者数一〇五、一五  
 名内徴用中死  
 亡者一、六〇三  
 名、同頁傷者、  
 〇〇〇名(未確  
 定たるも、若茲  
 提出可能)に  
 対する請未収  
 金及公平慰金  
 等

(6) 韓国人被徴用  
 労働者に對す  
 る請未収金供  
 託金に對する  
 資料

(7) 韓国人が日本  
 及び日本占領  
 地域より帰國  
 の時、当該地  
 本官憲に強制  
 的に保管寄託  
 せる日本銀行  
 券、日本軍票、日  
 本政府紙幣等  
 の清算

(8) 請未収金項目  
 別概算金額提  
 示並に、日本  
 側資料と照合  
 依頼の件

(一) 朝鮮電業株式  
 会社法文品代  
 金前渡金  
 六、一八七

(二) 京城電気株  
 式会社  
 三、二〇七

(三) 南鮮電気株  
 式会社  
 八〇一

(四) 西鮮合同電気  
 株式会社  
 一、三三三

(五) 豫地印刷管因  
 馬事會種馬代  
 金前渡金  
 二、八三三

(六) 在外日本軍部  
 隊の供託金  
 八四二

(七) 在外日本軍部  
 隊の供託金  
 一、九三三

(八) 麻粟代金未収金  
 (日本學生省外)  
 一、二九八六

(九) 交通部通貨票  
 車券代その他未  
 収金  
 三、一九八〇

(十) 林産物供出代  
 金未収金  
 五、九六六

(十一) 朝鮮食糧管因  
 未収金  
 五、三九九五

(十二) 水利組合連合  
 會關係未収金  
 八九

政令二十二号によ  
 り金額供託済  
 九五、六九四

供託済  
 一〇、〇〇六  
 未供託分  
 四、四〇三

日領券  
 一三、八〇六  
 証券証書  
 一、六三七

(注) 本合計額には、金地金を除く、才一項の各項目及び才四項の(4)、(6)、(7)、才五項の(4)、(5)、(6)、(7)は算入されていない。

名、韓国側主派に金額の記載のないものについては、日本側調査額によった。

なお、韓国側が正式提示を留保している請求項目及びその概算金額としてあげて  
いるもの次のとおり

(昭和二十八年度公談提示)

一、 韓国人官吏に対する恩給半額未払金

約 五〇〇,〇〇〇 千円

二、 才三項所在の韓国人(法人をも含む)財産回収又は補償

三、(1) 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り貸金

五〇九,四六一

(2) 日本人に対する韓国内金融機関の滞り貸金

二一〇,二四一

(3) 日本法人並みに日本人に対する仮払金

一、一六五

(4) 日本法人並みに日本人の未納税金

一六二,三一〇

(5) 貿易補償金

一一七,六一七

(6) 貿易保費金

一〇二,五七七

(7) 軍事行動に因る被害

二三二,三九八

(8) 強制撤去並みに疎開による被害

一、〇五五,六一二

(9) 一九四五年八月九日以後日本官吏の越権行為による被害

二三二,五八五

(10) 強制供出による被害

一八四,八八〇

(11) 公共団体の破壊並みに企業整備による被害

三八,〇一〇

合計

一五,〇一〇,七六一

総計

三三,二七二,二八一



	八、前記の返還及 以済済は決定 成立後即時 控遅くとも六 ヲ月以内に終 了すること。	七、前記の諸財産 又は請求権よ り生じた諸果 実を返還する こと。	六、韓国国民(法人 を含む)の 日本法人の株 式又はその他 の証券を法特 に認定すること			(十) 叢地開発管団 工事前積金 二五六 (四) 兼業工品代金未 收金 三五六三 (五) 放送局注文駐 代金前積金 一六 (六) 尊竜奇蹟係 未收金 五一四〇 (九) (日本私営保 険会社及び金融機 関に対する債権) (一) 韓国人加入者 に対する日本十 九生命保険会社 の生命保険責任 準備金 四〇〇、〇〇〇 (二) 同、未至過保 料概算 五〇、〇〇〇 (三) 十三損害保 険会社 社、の未以保 険金 七、三〇五 (四) 同十三社 に対する朝鮮火 海上保険会社 の再保険回収 金 一〇、〇三一 (五) 日本側在韓支 店の再保回収 銀行の予金並 海積組戻し 他雑費代金 二二七、六三九 (六) 日本内銀行に する個人予金 六二三七 (七) 日本内銀行の 行せる送金貯 蓄として受け取 らるる分 七九七	四〇〇、〇〇〇 一〇八、四六九	一八、二六〇、五二〇
合計								